

第1部

横浜市の環境対策

地球環境

第1章 地球温暖化対策の推進

自然環境

第2章 緑と水にふれあえる街づくりの推進

第3章 生物生息空間の保全・創造

都市環境

第4章 少負荷型都市づくりの推進

第5章 良好な都市景観の保全・創造

生活環境

第6章 公害（生活環境）対策の推進

第7章 資源循環型まちづくりの形成

第8章 環境に関する研究・技術開発

横浜市環境目標	・エネルギーの合理的、効率的利用がはかられ、省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。 ・新エネルギーの導入が推進されている。
目標達成のための指標	平成22(2010)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量が、基準年度である平成2(1990)年度の排出量比で6%以上削減されている（目標：4.96トン-CO ₂ /人）。
平成19年度達成状況	平成17(2005)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量は、5.52トン-CO ₂ /人で、基準年度の排出量5.28トン-CO ₂ /人と比べ5%の増加となっている。

1 温暖化防止の施策

(1) 横浜市内の温室効果ガスの排出状況

ア 温室効果ガス排出量の推移

横浜市内の平成17（2005）年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で約1,977万トン（全国の1.5%に相当）で、基準年（1990年、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年）比で16%増加しています。一人あたりの排出量は5.52トンであり、基準年度比で5%増加しています。（図1-1-1）

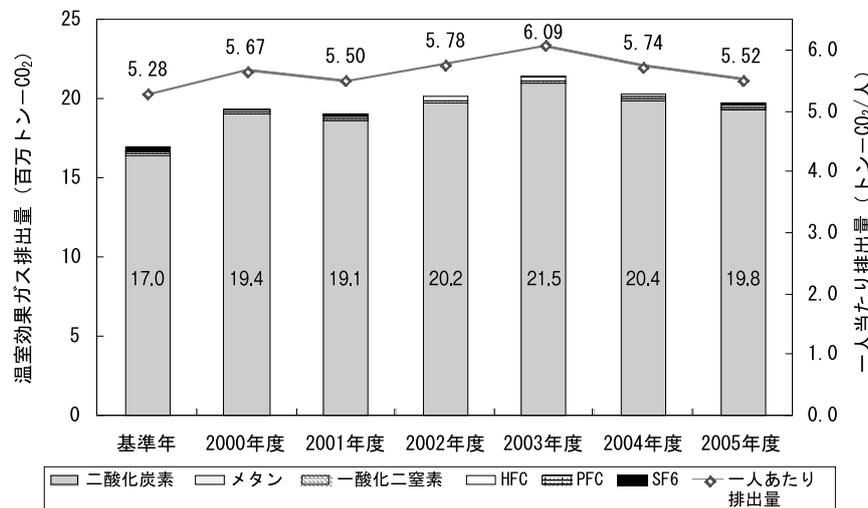


図1-1-1 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

イ 横浜市と全国の二酸化炭素排出構成

温室効果ガスの排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出量は1,937万トンで、その排出構成を全国の排出構成と比べると、産業部門の占める割合が低く、エネルギー転換部門、家庭部門、運輸部門の割合が高くなっています。（図1-1-2）

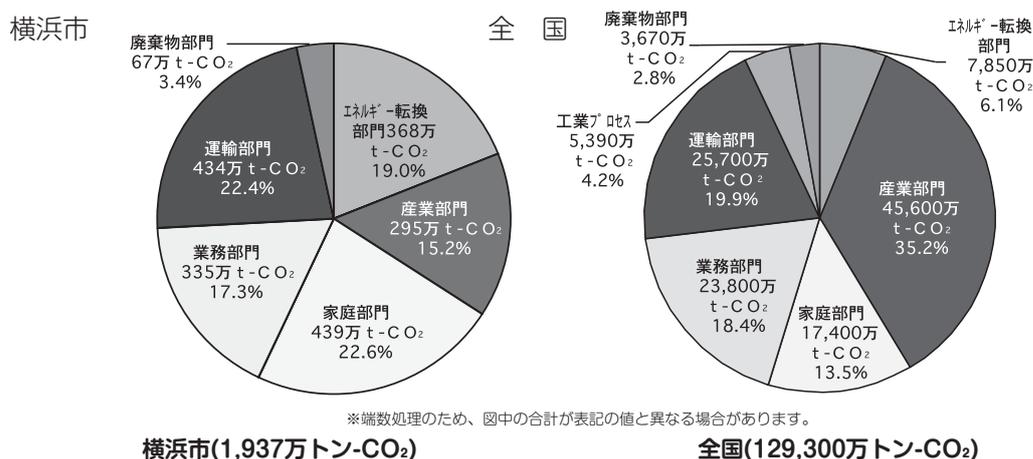


図1-1-2 横浜市及び全国の二酸化炭素排出構成 (平成17年度)

(2) 横浜市地球温暖化対策地域推進計画

横浜市では、京都議定書の採択や地球温暖化対策の推進に関する法律の制定などの動きを踏まえ、地球温暖化対策を総合的に推進していく計画として、平成13年12月に「横浜市地球温暖化対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。その後、京都議定書が発効し、国が京都議定書目標達成計画を策定したことを受けて、横浜市における地球温暖化対策の確実な進ちょくを目指し、平成18年11月に推進計画を改訂しました。

平成22年度（目標年次）の目標、施策の方向性、目標達成のための方策を定めるとともに、市民、事業者が取り組むべき具体的な行動を10の重点行動として示し、温暖化対策を推進しています。

<10の重点行動>

重点行動1	省エネ型の家電機器・ガス機器等の使用	重点行動6	エコドライブの実践
重点行動2	建築物（住宅、事業所）の省エネ化	重点行動7	新エネルギーの導入
重点行動3	省エネ行動・エコライフの実践	重点行動8	G30の推進によるごみ削減
重点行動4	クリーンエネルギー自動車の利用	重点行動9	良好な水環境や緑化の推進
重点行動5	公共交通機関等の利用	重点行動10	ヒートアイランド対策の推進

(3) 「横浜市脱温暖化行動方針」CO₂-D030

（特集 9ページ参照）

(4) よこはま地域エネルギービジョンの策定

ア 目的

エネルギーは、人間があらゆる活動を行う上で必要不可欠であり、エネルギーを利用することにより、私たちのくらしは豊かになります。私たちはこれまで、当たり前のようにエネルギーを使ってきました。

一方、近年、私たちの環境は様々な原因により脅かされています。特に、地球温暖化やヒートアイランド現象は、私たちのエネルギーの使い方と密接に関わっています。これらの問題を解決して「持続可能な社会」を構築することや、限りある大切な資源を私たちの子や孫の時代の「未来」へ引き継ぐためには、今から、エネルギーの使い方について考えていく必要があります。

エネルギー政策は、これまで、国政に頼るところがほとんどでしたが、昨今、地域におけるエネルギーの使い方の重要性が増しています。そこで、政令指定都市最大の人口を有する本市は、「環境行動都市・横浜」として、総合的なエネルギー利用の課題やあるべき姿について、市民や事業者の皆さんと共有し、大都市の特性を活かした具体的な取組を率先して行っていくことが必要と考えます。

「よこはま地域エネルギービジョン」は、市内のエネルギー利用の観点から中長期的な、あるべき姿を定め、それを達成するためのエネルギー利用の方針や行動をまとめたものです。

イ 主な内容

(ア) 望ましいエネルギー消費量の設定

化石燃料から得られるエネルギー消費量 30%減

（年次は2025年、基準年は2004年、市民ひとりあたりの原単位）

(イ) 5つの基本方針

- 方針Ⅰ ライフスタイルの転換と環境教育の推進
- 方針Ⅱ 建築物のエネルギー性能向上の推進
- 方針Ⅲ 新エネルギーなど環境にやさしいエネルギーの推進
- 方針Ⅳ まちづくりの中でのエネルギー政策の推進
- 方針Ⅴ 技術開発の促進と市場形成の促進



(5) 横浜市地球温暖化対策地域推進計画に基づく普及啓発等

横浜市では、市民・事業者・NPO等による「横浜市地球温暖化対策推進協議会」と協働で、市民・事業者に対する普及啓発をはじめとする脱温暖化の取組を進めています。

横浜市自らの取組としては、平成15年3月に、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に率先的に取り組んでいます。

事業者に対しては、市内における温室効果ガスの主な排出源である大規模事業所の地球温暖化対策の促進を図るため、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の地球温暖化対策計画書制度の対象となる事業者で構成する「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」を平成17年5月に設立しました。

ア 子ども省エネ大作戦

「夏は夏らしく過ごそう2007」の取組みの一環として、市内の小学生が、夏休み期間中に省エネ行動に取り組み、その取組成果を市内企業が協賛し、その寄付金をWFP国連世界食糧計画が、地球温暖化対策に有効な植林事業に活用しました。

<取組成果>

参加児童数：22,734人 協賛企業数：76社
植林場所：ギニアビサウ（西アフリカ）



子ども省エネ大作戦表彰式

イ 環境学習講座等

横浜市地球温暖化対策推進協議会と協働して、環境行動に取り組むためのきっかけづくりや環境行動の実践などを目的とし、小学校などで総合学習の時間を利用した体験型授業を実施するとともに、区と連携した環境学習講座、普及啓発イベント、セミナー・講座を開催し、地域での環境行動の促進を図っています。

<おもな取組>

- ・学校出前授業：12校
 - (茅ヶ崎台小、西寺尾小、つづきの丘小、桜岡小、駒岡小、石川小、いぶき野小、芹が谷南小、今井小、井土ヶ谷小、新橋小、日野南小 計18回)
- ・地域学習会：16区 計29回
- ・普及啓発イベント：14回
- ・セミナー・講座：6回
- ・エコハマツアー（ハマウイングや市内環境施設の見学会）：6回

ウ ソーラー研究

次世代を担う横浜市内の小中学校10校で太陽光発電を利用した研究を実施し、その研究成果を発表しました。



打ち水大作戦

(左：横浜八景島シーパラダイス 右：杉田1丁目ふれあい広場)

エ 打ち水大作戦

商店街等の実施主体への情報提供、横浜市ホームページへの登録等により、雨水や再生水を使用した打ち水イベントを支援しました。

オ 横浜市地球温暖化対策事業者協議会

平成17年度に温室効果ガス排出量が相当程度大きい事業所（条例対象事業所）からなる「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」を設立しました。事業者の自主的かつ効果的な地球温暖化対策の取組を促進しています。

<平成19年度取組実績>

- ・省エネルギー講座の開催
 - 蒸気システムの省エネルギー講習会
(参加：15名・9事業所)
 - 照明の基礎と省エネルギー講習会
(参加：20名・15事業所)
- ・事業所における地球温暖化対策の取組事例発表会
 - 事例発表4社（参加：76名・43事業所）
- ・中小規模事業所の地球温暖化対策の支援事業

(6) 新エネルギー導入の推進

市民への地球温暖化問題や新エネルギーに対する意識啓発を図るとともに温室効果ガス排出を抑制するため、平成18年秋から建設に着手した風力発電所が、平成19年3月に完成しました。また、公共施設等への太陽光発電システムの設置や、住宅用太陽光システムへの設置費補助などによる、太陽光発電システムの普及を図りました。

ア ハマウイング（横浜市風力発電所）

「ハマ債風車（かざぐるま）」の発行による市民参加と「Y（ヨコハマ）-グリーンパートナー」としての企業協賛により、市民、事業者、行政の3者が協働で取り組み、横浜市の環境行動のシンボリック事業として進められ、売電量は約230万キロワットアワー（2,292,017kWh）でした。



ハマウイング

イ 太陽光発電の率先導入

普及啓発効果の高い小・中・立学校9校および区庁舎1箇所にて太陽光発電を導入しました。

表1-1-1 太陽光発電システム導入状況（平成19年度・環境省補助）

設置場所		発電容量
駒岡小学校	鶴見区	10.0 kW
井土ヶ谷小学校	南区	10.0 kW
今井小学校	保土ヶ谷区	10.0 kW
上川井小学校	旭区	10.0 kW
汐見台中学校	磯子区	10.0 kW
小田小学校	金沢区	10.0 kW
新吉田第二小学校	港北区	10.0 kW
美しが丘東小学校	青葉区	10.0 kW
深谷台小学校	戸塚区	10.0 kW
神奈川区役所（神奈川区総合庁舎）		30.0 kW
合計	8小学校 1中学校 1区役所	120.0 kW

ウ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業

「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて、民生家庭部門の温室効果ガスの排出削減を図り、太陽光発電システムの普及促進を目的に、自宅に太陽光発電システムを設置する市民の方に対して補助金を交付しています。平成19年度の補助交付件数は425件、総発電容量は約1,269kWです。

2 エネルギーの効率的利用の推進

横浜市では、地球温暖化対策の促進を図るため、再生可能エネルギーであるバイオマスエネルギーや太陽光発電、エネルギーの高効率利用となる燃料電池、リサイクルエネルギーである廃棄物発電など、新エネルギーと呼ばれる技術を導入しています。

新エネルギーにより発生させた電力や熱を市の各施設に利用することで、電力会社やガス会社から購入する電気量やガス量を節約することができます。このことは、電力会社やガス会社において電気やガスが作られる際に発生する二酸化炭素（CO₂）を削減することにつながり、結果的に地球温暖化防止に貢献することとなります。

横浜市では、市民生活を支える下水処理施設や廃棄物焼却施設、多くの市民が来られる区役所などでの新エネルギー等の活用、及び省エネルギー機器の導入により、エネルギーの効率的利用推進に取り組んでいます。

(1) 横浜市の取組例

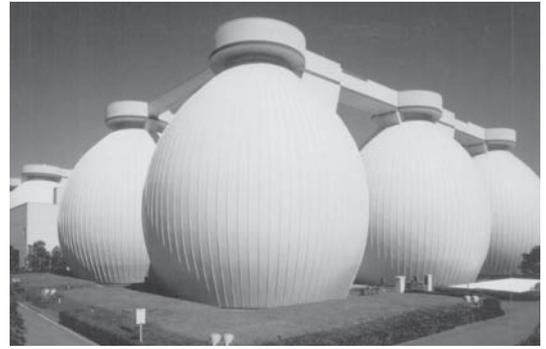
ア 再生可能エネルギー

●バイオマスエネルギー

(施設名) 北部汚泥資源化センター【環境創造局】

南部汚泥資源化センター【環境創造局】

(概要) 汚泥消化ガスを利用して発電を行います。
また、汚泥焼却炉の燃料としても利用します。
(→47ページ参照)



北部汚泥資源化センター消化タンク

●太陽光発電

(施設名) 西谷浄水場【水道局】

小雀浄水場【水道局】

(概要) 平成12年度から、異物投入防止や塩素消費量の抑制等を図るため、ろ過池や排水処理施設に設置した覆蓋(ふた)の上部に太陽光パネルを設置しています。平成20年度末までに設置する設備は、合計で発電容量880kW、年間予想発電量約93万kWhになります。これは、268軒のご家庭で使用する電力量に相当します。

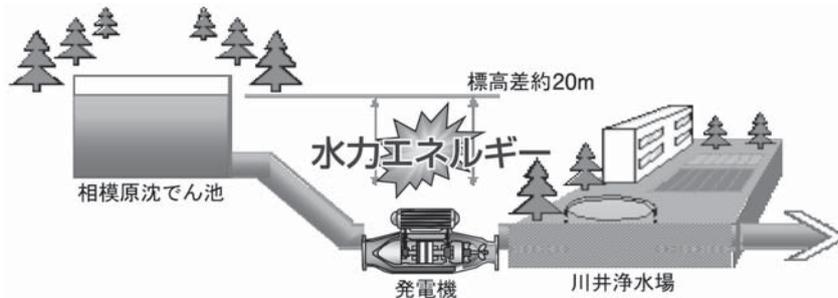


西谷浄水場覆蓋

●小水力発電

(施設名) 川井浄水場ほか【水道局】

(概要) 平成18年度、水道管内に流れる水の力を利用した小水力発電を港北配水池に設置しました。平成20年度には、平成21年度の稼働を目指して、新たに川井浄水場と青山沈殿池への設置工事を開始します。これらにより一年間で、一般家庭1,085軒が使用する375万kWhの電力が発電できる見込みです。



イ リサイクルエネルギー

●廃棄物発電

(施設名) 焼却工場【資源循環局】

(概要) ごみ焼却に伴い発生する蒸気で発電を行い、電力を余熱利用施設、水再生センターや汚泥資源化センターなどへ供給するほか、電気事業者への売却を行います。また、蒸気を工場内の機器や冷暖房に利用し、温水プールなどの余熱利用施設へも供給しています。

●未利用エネルギー

(施設名) 水再生センター(北部第一、金沢、栄第二)【環境創造局】

(概要) 下水処理水の熱をヒートポンプによって取り出し、施設の冷暖房等に利用します。

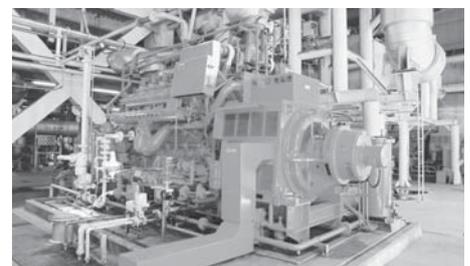
ウ エネルギーの高効率利用

●ガスコージェネレーション

(施設名) 北部汚泥資源化センター【環境創造局】

南部汚泥資源化センター【環境創造局】

(概要) 汚泥消化ガスを利用した発電とガスエンジンの排熱を、消化タンクの加温に利用します。



北部汚泥資源化センター消化ガス発電

3 ヒートアイランド現象に関する取組

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外部に比べて島状に高くなる現象であり、建物や舗装の増加による熱の蓄積と放射、ビルや車などの人工排熱、冷却効果を持つ緑地・水面の減少などが原因とされ、近年、大都市において顕著にみられる環境問題として注目を集めています。都市の高温化は、夏季の生活環境の快適性を損なうだけでなく、熱中症やストレスの増加など人の健康や、植物の開花時期の早期化など生態系へも影響を及ぼすことが懸念されています。

平成15年度の調査から、横浜市においてもヒートアイランド現象が生じていることが確認されています。ヒートアイランド現象は何十年にもわたる都市化の結果として生じてきたため、緩和するためには、長期的視野に立ち、都市づくり全体に視野を広げ、総合的な対策を効果的に進めていくことが必要です。また、ヒートアイランド問題は、都市に生活するすべての人に係わる問題であるため、その対策には行政、事業者、市民が共通の認識の基に、連携して取り組んでいく必要があります。

そこで、横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」を平成18年3月に策定し、この取組方針を基に、市民、事業者、行政が協働して、各種対策を着実に進めています。また、人工排熱や土地利用の状況等のデータを用いてシミュレーションを行い、解析したデータを基にして熱環境マップを作成し、今後、ヒートアイランド対策を重点的に推進していく地域として、横浜駅周辺地区や関内地区など15地区を「重点推進地域」に設定しました。重点推進地域の中の業務集積地域、建物密集地域、複合地域および高排熱地域においては、平成37（2025）年頃までに、熱帯夜日数を現状から1割程度減少させることを目標にしています。

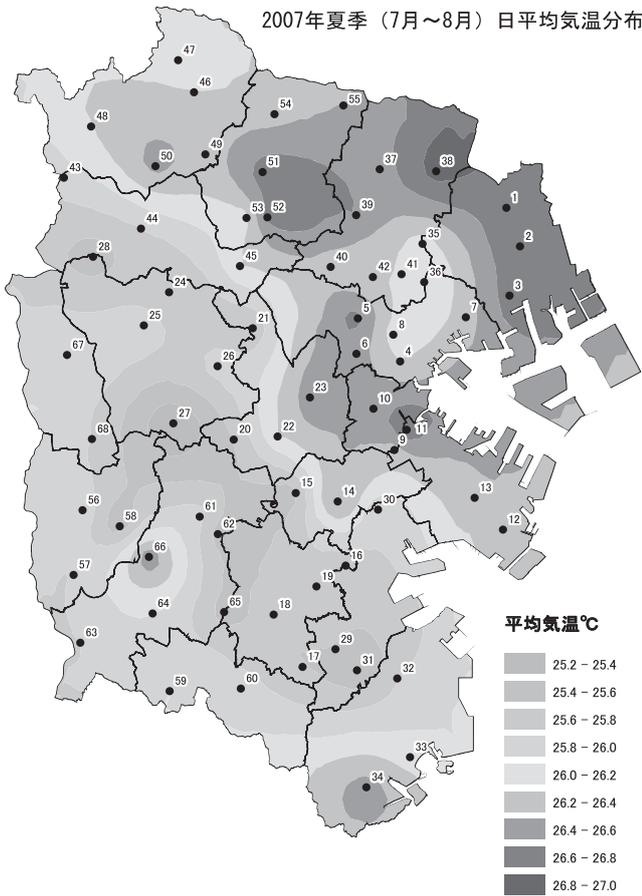


図1-1-3 平均気温分布図（平成19年度）

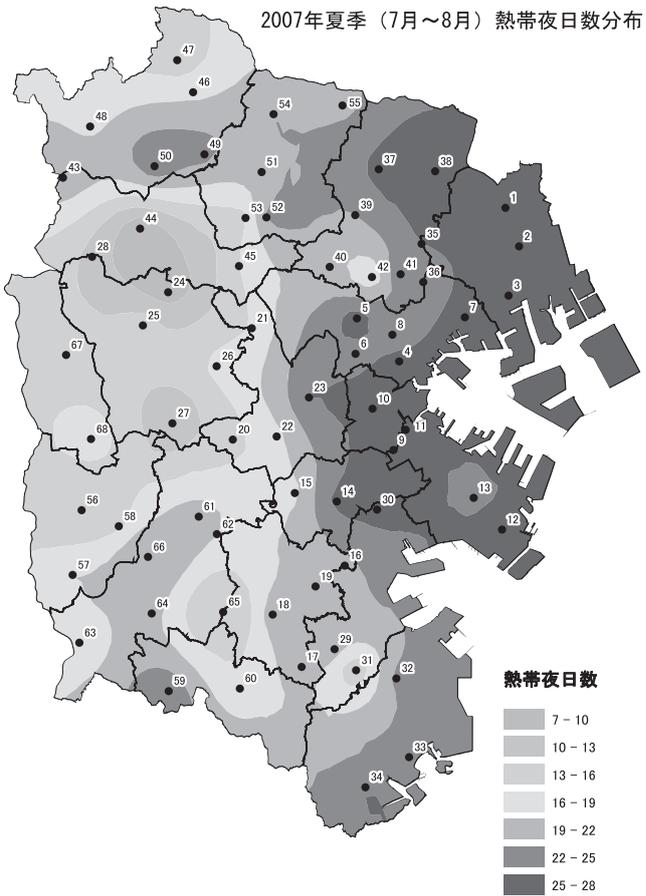


図1-1-4 熱帯夜日数分布図（平成19年度）

(1) 横浜市ヒートアイランド対策アクションプランの策定

平成18年3月にヒートアイランド対策取組方針が策定され、達成すべき目標が設定されました。また、平成20年1月には、「横浜市脱温暖化行動方針CO-DO30」が策定され、その中の「都市と緑CO-DO」において、ヒートアイランド対策が位置づけられるとともに、目指すべき将来像が提示されました。これらの目標及び将来像の具体化を図るために平成20年3月に「横浜市ヒートアイランド対策アクションプラン」を作成しました。

本アクションプランは、取組方針で示された目標等の達成を図るために必要な施策を地域特性を踏まえて具体化するためのものであり、区レベルでのヒートアイランド対策の計画を策定する際の手引きとして位置づけました。また、緑のカーテン等の効果検証データも含まれており、実施にあたってのマニュアル的な活用もできます。

(2) ヒートアイランド対策モデル事業

平成17年度から保土ヶ谷区和田町において、市民、大学と協働で打ち水や緑化推進などのヒートアイランド対策「モデル実験事業」を進めています。その中で、打ち水の散水効果実験の結果、真夏の夕方（17時頃）に地面にまんべんなく打ち水することが最も効果のあることがわかりました。

平成19年度からは、区と連携して、ヒートアイランド対策に効果的な事業を推進するモデル地区の選定を行い、当該地区においてヒートアイランド対策に資するモデル事業を推進しています。平成19年度は、7区において、緑のカーテンや雨水樽の設置、打ち水に取り組みました。7区で小学校37校、保育園14園、庁舎等9か所、家庭159か所にて緑のカーテンを実施しました。また、緑のカーテンなどの壁面・屋上緑化コンテストを実施、さらにヒートアイランド対策フォーラムを開催し、取組結果等の報告会を開催しました。

○各区の連携実施事業

南区：緑のカーテンプロジェクトの推進

旭区：緑のカーテンづくり事業

保土ヶ谷区：ほどがや緑のカーテン大作戦

西区：西区緑花大作戦

都筑区：緑のカーテンづくり事業、打ち水大作戦

港北区：緑のカーテンづくり事業

中区：ことぶき花いっぱい運動事業

(3) 横浜市の取組例

ア 菊名ウォータープラザの取組【水道局】

●光触媒カーテンウォール散水システム（新技術）

窓面の上部に管を設置して、一定間隔にあけた穴からガラス面に散水することにより、その水が蒸発する際に熱を奪い冷房空調負荷を低減させ、水膜で窓ガラスを冷却させるシステムで、冷えた建物の表面から輻射される冷気（冷輻射）にヒートアイランド現象緩和の効果が確認されています。

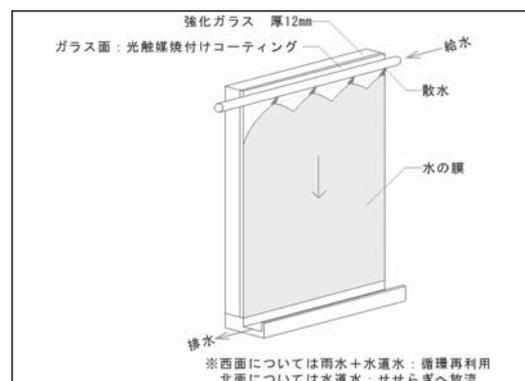
NEDOの研究段階では、冷房負荷を電力負荷に換算して10～20%、室内温度にして2～3℃、表面温度では約10℃低減という実験結果を得ています。

このシステムでは、ガラスに酸化チタン光触媒をコーティングすることにより、水とガラス面がなじみやすくなり、ガラス面全体が水の薄い膜で覆われる仕組みになっています。

なお、使用する水は雨水と水道水を併用して、流れ落ちた水を循環させ再利用しています。



菊名ウォータープラザ全景



●屋上緑化

建物の3階及び4階を屋上緑化することにより、夏季の断熱、冬季の保温などの物理的環境改善や大気浄化などの環境保全を図るとともに、緑化面・コンクリート面・外気温を1階インフォメーションのモニターに表示しています。



屋上緑化

●打ち水舗装

駐車場（約1,230㎡）及び歩道（揚水性ブロック、約290㎡）に打ち水舗装（舗装面に埋設した管からの毛管現象により、導水・拡散・揚水・保水機能を付加し、舗装表面を湿潤させ、その気化熱により、舗装表面を冷却する）を採用し、ヒートアイランド対策に配慮しています。



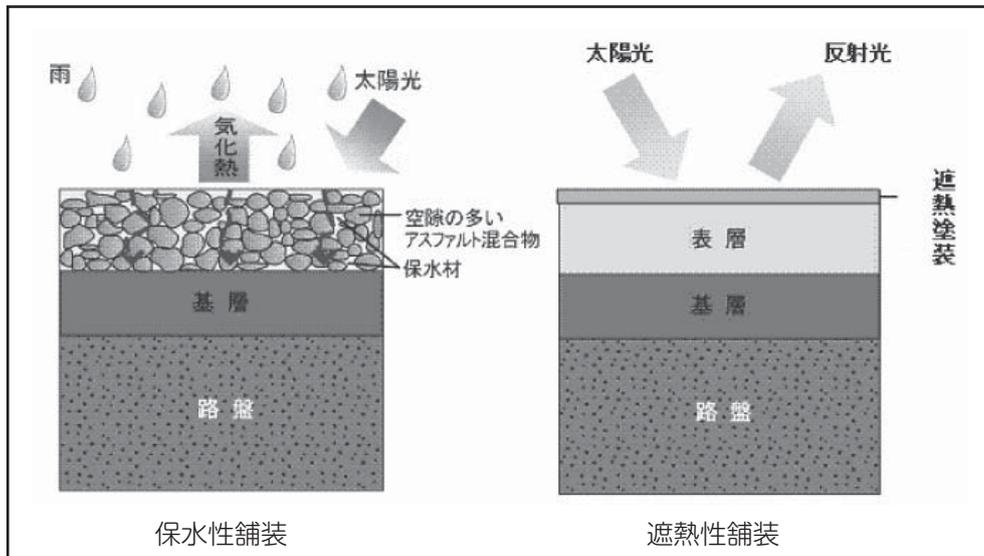
西谷浄水場屋上

イ 西谷浄水場屋上緑化【水道局】

地球温暖化対策の一環として、浄水場の屋上に樹木を植え、緑化工事を実施しました。施設見学に訪れた市民が自然環境保護の重要性を考える場にも利用します。

ウ すず風舗装整備事業【道路局】

保水性舗装や遮熱性舗装等を行うことにより、通常の舗装と比べて道路表面温度を下げる効果があります。



4 環境と地域経済の融合に向けた取組（横浜市環境と地域経済の融合推進方針）

地球温暖化問題、廃棄物問題、有害化学物質問題などは、日常の産業活動や消費活動に起因しているものであり、事業者や消費者が経済活動を行いながら、環境に関する問題に対処するためには、環境改善が経済活動を続けていく上での推進要因となるような「環境と経済の融合」が必要です。

そこで、横浜市では、環境と地域経済の融合に向けて、平成18年3月に「横浜市環境と地域経済の融合推進方針」（以下推進方針という）を策定しました。この中で次の目標を掲げるとともに、事業者・消費者・行政の取り組むべき役割を示し、方針の推進期間である平成27年度までに、それぞれが取り組み可能なことから一步一步着実に取り組んでいくこととしています。



(1) 目標

～横浜からの環境開化～

人材、技術、市場などの横浜の地域資源を活かしながら環境と地域経済の融合を進め、その取組を横浜から国内外へ発信し、持続可能な社会経済システムを目指します。

(2) 目標実現に向けた基本姿勢

横浜の364万市民と12万事業所がそれぞれ1つ、環境に関する取組を行います。

それぞれ取り組み可能なことから一步一步、着実に取り組んでいきます。それぞれの取組による効果は小さいかも知れませんが、横浜市民・事業所全てが取組を行うことで、376万もの取組となり、その効果は非常に大きなものとなります。施策の実施推進期間は平成18年度から平成27年度までの10年間とします。

(3) 将来あるべき姿

「環境配慮型社会への転換」

事業者・消費者それぞれが環境を保全・創造する意識を持ち、社会的な行動を実践するものです。事業者・消費者それぞれが意識を高め、互いに情報提供や評価などで協力しながら土台が醸成され、「環境配慮型社会」を形成していきます。

- 事業者の環境体質への改善が進む
- 消費者の生活が環境・健康志向になり新たな生活文化が創出される
- 事業者と消費者が共通のものさしで行動するようになる

双方が相互に作用し、環境と地域経済の融合が進む

「環境市場の形成」

事業者・消費者が、環境を意識し、配慮した経済活動を行うものです。事業者が環境に良い生産活動を行い、消費者が環境に良い消費活動を行っていくことで「環境市場」が形成されます。

- 環境配慮型製品・サービスが適切に市場に投入される
- 消費者にとって環境配慮型製品・サービス購入のハードルが低くなる
- 事業者間、事業者－消費者間のコラボレーション(共同開発・研究)が進む
- 新たなビジネスチャンスが創出される

(4) 具体的な取組

ア 横浜型環境ポイントの推進

マイバッグ持参などの環境に良い活動に対して「ポイント」を発行し、そのポイントを地元のお店での商品購入時や公共交通利用時などに使用できる仕組みを整備し、環境行動のきっかけづくりや地域経済の活性化を促進します。

平成19年度は、マイカー利用から鉄道利用への転換など、市民の方の環境行動を促進して地球温暖化対策を進めるため、東京急行電鉄株式会社と協働で社会実験を行いました。

今回の社会実験の成果を踏まえ、平成22年度以降の本格的な導入に向けて取り組んでいきます。

イ 中小企業の分野における新技術・新製品開発等の取組支援

市内の中小企業の環境分野などの優れた技術開発や新製品を横浜市が認定、活用、PRまで一貫した支援をすることにより、事業化や環境配慮型製品の市場開拓などを促進します。

横浜版S B I Rの推進

中小企業の優れた技術力を横浜市の行政運営上の技術的な課題解決に積極的に活用する横浜独自の仕組み「横浜版S B I R」の推進において、環境関連の行政課題を研究開発テーマとして市内中小企業に提示し、3テーマ4社の新技術・新製品開発を支援しました。

<開発を支援したテーマ>

- ・刈り草のリサイクル技術の開発
- ・横浜型省エネ推進用電力計測機器装置の開発
- ・下水汚泥焼却灰の有効利用

また、中小企業から行政課題の解決に資する新商品の提案を受け、専門家の審査を経て、優れた新商品を認定し、市での活用を推進する「企業提案型S B I R」において、環境部門として、3社4件の新商品の認定を行いました。

<平成19年度の認定商品(4件)>

- ・光触媒環境浄化装置（光触媒技術を利用した空気清浄用の高性能フィルターを開発）
- ・生分解性ポリエステル樹脂を使用した製品（石油由来の自然環境下で分解される樹脂）
- ・立体的照明反射表示板（少ないLED照明で立体的に照明表示が可能）
- ・均一面発光高輝度表示用光源装置（光分散剤利用による少ないLED照明で表示が可能）

平成20年度は、C O - D O 30を推進するため、新たに、「温暖化対策技術革新助成」による脱温暖化に資する新技術・新製品開発への支援を行います。

「横浜エコ+テック」（横浜独自のエコブランド付与の取組）

横浜（よこはま）エコ（えこ）+（たす）テック（てっく）は、企業提案型S B I R認定商品の中で、実績などから審査会で評価された新商品に付与される横浜独自のエコブランドです。

横浜エコ+テックの意味するところは、エコロジー（ecology）、エコノミー（economy）とテクノロジー（technology）の融合から生まれた、横浜発の新商品です。



ウ 環境に配慮した金融活動の推進

消費者の環境に配慮した投資行動などの促進につながる、横浜市の環境施策や環境ビジネスを促進する金融商品の創出など、環境に配慮した金融活動への協力を金融機関等に求めています。

平成19年度は、「環境に配慮した金融活動の推進」に関するアンケートを実施しました。

今後は、環境に配慮した金融活動の推進のため、現状の金融商品の本市ウェブサイトへの掲載による情報提供や金融会議等を行っていきます。